

平成 21 年度政策評価書(事後評価)

担当部局：政策統括官（共生社会政策担当）

評価実施時期：平成 22 年 8 月

政策分野：10. 共生社会政策

政策名	共生社会実現のための施策の推進
基本目標	国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無に関わりなく安心して暮らせる社会を実現するための施策を推進する。
評価方式	実績評価方式

1 政策概要及び評価結果総論

(1) 政策の背景・必要性

21 世紀を迎え、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障害の有無に関わりなく、安心して暮らせる共生社会を実現するため、我が国においては、少子化対策、青少年育成施策、高齢社会対策、障害者施策等の各般の施策を着実に推進することが必要である。共生社会政策担当においては、各施策分野ごとに、施策の基本的方向性等を示す大綱等を作成し、関係省庁と連携しつつ、政府一体となった総合的な施策の推進を図っている。

(2) 根拠法令等

- ◆ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号）
- ◆ 食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）
- ◆ 少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）
- ◆ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（平成 22 年 6 月仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）
- ◆ 高齢社会対策基本法（平成 7 年法律第 129 号）
- ◆ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱（平成 20 年 3 月関係閣僚会議）
- ◆ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）
- ◆ 交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）
- ◆ 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）
- ◆ 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）

(3) 評価対象施策

- ① 青年国際交流の推進
- ② インターネット青少年有害情報対策・環境整備の総合的推進（インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進基本計画）
- ③ 青少年健全育成に関する普及・啓発
- ④ 食育の総合的推進（食育推進基本計画）
- ⑤ 食育に関する普及・啓発
- ⑥ 少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）
- ⑦ 少子化社会対策に関する普及・啓発
- ⑧ 仕事と生活の調和に関する普及・啓発
- ⑨ 高齢社会対策の総合的推進（高齢社会対策大綱）
- ⑩ 高齢社会対策に関する普及・啓発
- ⑪ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発
- ⑫ 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）
- ⑬ 障害者施策に関する普及・啓発
- ⑭ 交通安全対策の総合的推進（交通安全基本計画）
- ⑮ 交通安全対策に関する普及・啓発

- ⑯犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）
- ⑰犯罪被害者等施策に関する普及・啓発
- ⑱自殺対策の総合的推進（自殺総合対策大綱）
- ⑲自殺対策に関する普及・啓発

（４）評価結果総論

○施策評価結果一覧

S	A	B	C	未集計等
0	15 ②③④⑥⑦ ⑧⑨⑪⑫⑬ ⑭⑯⑰⑱	4 ①⑤⑩⑮	0	0

○総合的評価

平成21年度の指標19件のうち、「インターネット青少年有害情報対策・環境整備の総合推進」等15件については、目標を堅実に達成している。

「青年国際交流の推進」「食育に関する普及・啓発」「高齢社会対策に関する普及・啓発」「交通安全対策に関する普及・啓発」の4件の目標については、一定の進展は見られたが、今後更なる取り組みが必要である。

（５）政策全体の課題と今後の取組方針

各施策において、全体として着実に施策の推進が図られているが、分野によっては、施策認知度の低いものや、市町村による行動計画の策定率が低いものが存在した。また、ホームページや大会・行事等の内容に改善の余地が見られるものがあつた。

このため、各施策の実施状況のフォローアップを確実に行き、有識者等からの意見聴取、地方との連携強化、施策実施のための体制の整備等一層の推進を図っていく。また、ホームページや大会・行事等の内容を充実させるため、必要に応じて適宜・適切な改善を行っていくこととする。

2 各施策の概要及び評価結果

(1) 青年国際交流の推進〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青年国際交流担当）〕

ア 施策の概要

日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性を備えた健全な青年を育成する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	1,657	1,609	1,580

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		B			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合	目標値	—	各事業 90% 以上	90%以上	一定の成果を挙げたが、達成できなかった (B)
	実績値	各事業 67% 以上	各事業平均 94%	83%	

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

青年国際交流の推進については、6事業を実施し、約 320 人の日本参加青年とのべ 31 か国約 580 人の外国青年とが、ディスカッション等を通じて交流した。青年国際交流各事業における参加青年アンケート調査による参加青年の評価も高く、国際性を備えた健全な青年の育成、各国青年相互の理解と友好の促進のために、本事業は有効である。

<効率性>

各国青年国際交流事業の実施に当たっては、可能な限り国際交流業務に精通した民間事業者に実施事務の委嘱を行っており、当該事業者の選定は一般競争入札によるなど、効率性を高める努力を行っている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・今後も青年国際交流を通じて、国際性を備えた健全な青年の育成、各国青年相互の理解と友好の促進を図る。	予算要求	現行予算を継続 <平成 23 年度概算要求 1,469 百万円> (平成 22 年度予算 1,565 百万円)
	事務の改善等	平成 22 年度事業を着実に実施し、その評価も踏まえ、今後事業参加への積極的な呼びかけや効率的な事業運営など必要に応じて、適時・適切な改善を行う。

オ 有識者の意見等

特に無し。

(2) インターネット青少年有害情報対策・環境整備の総合的推進（インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進基本計画）〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）〕

ア 施策の概要

平成 21 年 4 月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成 20 年法律第 79 号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」）に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」（平成 21 年 6 月 30 日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定）においては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	—	—	32

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	目標値	—	—	施策の進捗状況の確認（インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認）	達成できた（A）
	実績値	—	—	施策の進捗状況を確認（結果についてはウで後述）	

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成 21 年 6 月 30 日、青少年インターネット環境整備法に基づき、基本計画を策定したところ。関係省庁間において施策の進捗状況の確認を適宜実施するとともに、青少年のインターネット利用環境実態調査（平成 21 年 10 月～11 月実施）を行い、施策の進捗状況につき確認を行った。また、子ども・若者育成支援推進法施行（平成 22 年 4 月）に伴い、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議が廃止され、基本計画の推進主体が子ども・若者育成支援推進本部となることから、平成 22 年度開催の同本部において平成 21 年度における施策についてのフォローアップ結果を報告するため、作業及び調整を着実に実施した。

また、基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況について有識者の意見を聴取するため、本年4月7日に開催された第6回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会において基本計画の進捗状況について報告したところ、有識者より概ね着実に推進されているとの評価を得た。

＜効率性＞

平成21年度における施策の進捗状況について有識者の意見を聴取するため、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を平成22年度に速やかに開催するため、作業及び調整を着実に実施した。また、施策の実施に当たっては、関係省庁間や民間団体等との更なる連携を図るほか、有識者からの意見などを踏まえつつ、一般競争入札など競争性の高い調達方法を採用するなど効率的な事業実施に努めた。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
平成22年度開催の子ども・若者育成支援推進本部において、基本計画のフォローアップ結果を報告し、また、同フォローアップ結果を踏まえ同基本同基本計画を着実に推進するとともに、基本計画の見直し等に向けた検討を行う。	予算要求	現行予算を継続。 ＜平成23年度概算要求 31百万円＞ (平成22年度予算 33百万円)
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・若者育成支援推進本部においてフォローアップ結果報告を実施する。 ・ 引き続き、少額なものを除き、一般競争入札など競争性の高い調達方法を採用するとともに、実績等を踏まえ、必要に応じて適時・適切な改善を行う。 ・ 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会などを通じて有識者の意見を聴取し、業務改善に活用する。

オ 有識者の意見等

第6回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会（平成22年4月7日）において、出席いただいた各委員より下記のような御意見を伺った。

- ・ 子どもに携帯電話を不必要に持たすべきではないが、小さな頃から携帯電話を賢く使うことができる子どもを段階的に育てていくことが重要。子どもの携帯電話使用を前提に、保護者がきちんと安心できる環境づくりのため、各省庁が連携して啓発等に取り組んでいただきたい。（曾我邦彦委員）
- ・ 日本の取組は他国においても参考となる先進的な取組であり、今後とも国際連携に取り組んでもらいたい。また、「ストレス障害を予防するためのチェックリスト」を作成するなど、有害情報対策従事者への精神的ケア対策の整備に向けた取組は大変重要なもの。各府省庁が広範な取組をしており、是非、着実に今後もこの道筋を継続していただきたい。（清原慶子委員）
- ・ 心理学的な視点も踏まえた教材の作成や、インターネット上の媒体による広報啓発活動なども検討すべき。（尾花紀子委員）
- ・ 日本の取組の海外への情報発信を積極的に行っていくべき。（国分明男委員）
- ・ 子どもの犯罪被害などからフィルタリングが機能していないと一方的に決めつけるべきではなく、民間で知恵を出し合って機能改善等に取り組むべき。（高橋正夫委員）

(3) 青少年健全育成に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年企画担当）〕

ア 施策の概要

次代を担う青少年の健やかな成長に資するため、「青少年育成施策大綱」（平成 20 年 12 月 12 日青少年育成推進本部決定）に基づき、地域における青少年育成指導者等に対する研修会の実施や、「青少年育成全国大会」の開催、有害環境対策に関する調査研究や啓発等、青少年の健全育成に関する普及・啓発を実施し、青少年の健全育成と非行・被害防止に向けた国民運動の推進を図る。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	393	361	317

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
青少年育成HPへのアクセス件数	目標値		前年度比増	前年度比増	
	実績値	103, 121 件	93, 441 件	114, 423 件	達成できた(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

青少年育成HPへのアクセス件数は前年度に比べ増加したことから、青少年健全育成の普及・啓発については、進展があった。これは、事業の実施を通じて、また各種会議等において、積極的に青少年育成に関する施策の周知を行った結果と考えられる。

<効率性>

事業の実施に当たっては、中央において開催した研修会の成果を都道府県や市町村に普及する、地域において実施したモデル事業の成果を全国に普及する、あるいは、有識者の意見や国内外の調査結果等も踏まえ、対象者や手法等につき検討する等により、効果的・効率的な実施に努めている。

また、各事業の実施に当たっては、一般競争入札により業者選定を行っており、予算の効率的な執行を図っている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・引き続き、青少年の健全育成に取り組むとともに、困難を有する子ども・若者の支援や子ども・若者の社会参画等の新たな課題にも取り組んでいく。	予算要求	現行予算を継続 <平成 23 年度概算要求 370 百万円> (平成 22 年度予算額 321 百万円)
	事務の改善等	・新たな課題に取り組むため、事業の見直しを行い、統廃合等の合理化を図る。
・青少年の健全育成と非行・被害防止に向けた気運の醸成に向け、普及・啓発に積極的に取り組む必要がある。		・子ども・若者を育成支援する活動や社会貢献活動において顕著な功績のあった団体等を顕彰する。 ・青少年の薬物乱用に関する調査研究等を行い、今後の青少年に対する教育・予防啓発の在り方等を検討する。
・困難を有する子ども・若者を支援する体制整備等を推進する必要がある。		・支援員の養成等地域における「子ども・若者支援地域協議会」の体制を整備するためのモデル事業等を行う。
・子ども・若者の社会参画の促進に向けた取組を推進する必要がある。		・地域や諸外国における子ども・若者の意見聴取の先進事例を調査し、その普及を図る。
・青少年のインターネットの適切な利用について、広報啓発活動を行う必要がある。		・調査の結果や有識者の意見等を踏まえ、広報啓発を特に必要としている層に対し重点的・効果的に広報啓発活動を実施する。

オ 有識者の意見等

(特になし)

(4) 食育の総合的推進〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（食育推進担当）〕

ア 施策の概要

「食育基本法」（平成 17 年法律第 63 号）に基づき策定された「食育基本計画」（平成 18 年 3 月 31 日食育推進会議決定）では、国民運動として食育に取り組み、国民が生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目指すため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して、食育を総合的に推進している。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	—	—	—

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	目標値	—	施策の進捗状況の確認（食育推進評価専門委員会によるフォローアップ、食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認）	施策の進捗状況の確認（食育推進評価専門委員会によるフォローアップ、食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認）	達成できた (A)
	実績値	—	施策の進捗状況を確認（結果についてはウで後述）	施策の進捗状況を確認（結果についてはウで後述）	

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成 21 年度に食育推進評価専門委員会を 5 回開催し、食育の総合的な促進に係る施策の状況について関係各省庁等からヒアリングを行い、確認及び現状を分析した。関係省庁のヒアリングから、次の施策について（食育推進基本計画第 3 「食育の総合的な促進に関する事項」の各項目）、進捗していることが確認された。

- ・ 家庭における食育の推進

- ・ 学校、保育所等における食育の推進
- ・ 地域における食生活の改善のための取組の推進
- ・ 食育推進運動の展開
- ・ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- ・ 食文化の継承のための活動への支援等
- ・ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

各委員会の議事録、関係資料等は食育HPに随時公表した。

また、食育白書の取りまとめを行い、食育の総合的な促進に係る施策の状況について確認するとともに、具体的な取組事例を記述した。

この結果、食育推進基本計画における食育の推進の目標に関する事項(平成22年度まで)に関して、「メタボリックシンドロームを認知している国民の割合」については、平成21年度には目標値を達成し、「食育の推進に関わるボランティアの数」についても概ね目標値を達成しており、他の目標に関しても達成に向けて順調に取組が行われている。ただし、食育を国民運動として推進していくためには、全国各地で取組が進められることが必要であるが、市町村の食育推進計画の作成・実施率が37.3%である等、市町村、地域における更なる推進が必要である。

また、平成21度は、現行の食育推進基本計画策定後3年が過ぎたことから、平成21年8月に、これまでの施策の中間評価を含む「審議経過報告書」をまとめ、ホームページ等で公表を行い、一部は食育白書(平成21年度食育推進施策)にも記載した。

<効率性>

内閣府の特別の機関である食育推進会議の下に設置され、同会議の民間有識者委員及び専門委員で構成される食育推進評価専門委員会(平成19年8月設置)を平成21年度には5回開催し、施策の総合的かつ一体的な実施の推進とともにフォローアップを行っている。同委員会は、食育に係る民間有識者のほか、関係府省庁の担当も出席し意見調整を行い、専門的知見からの審議とともに、それを施策に反映させ、政府の一体的推進を図っている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
食育の推進については、食育推進基本計画における食育の総合的な促進に関する各施策が着実に推進されている。しかしながら、市町村の食育基本計画の作成・実施率37.3%に表れるように、食育推進運動の展開において、市町村、地域レベルの推進がまだ途上であり、今後、一層の推進を図っていくことが必要である。	予算要求	—
	事務の改善等	都道府県とも連携しつつ、市町村の食育基本計画の作成・実施率が目標(50%)を達成できるよう、情報提供等を推進。

オ 有識者の意見等

平成21年3月現在、食育推進基本計画で掲げる食育の推進に当たっての目標値に関して、食育推進評価専門委員会「審議経過報告書」で示された課題は次のとおり。

なお、目標の達成はすべて平成22年度までである。

①食育に関心を持っている国民の割合

- 食育に関心を持っている国民の割合は71.7% (目標値90%以上)

(課題)

- 若者が主体的に活動できるように、「気付いて学ぶ」という観点に立って、体験的な学習の場を設定することが大切である。
- ②朝食を欠食する国民の割合
 - 朝食を欠食する国民の割合は、子ども1.6%、20歳代男性30.0%、30歳代男性27.7%（目標値：子ども0%、20代男性15%以下、30代男性15%以下）
 - （課題）
 - 大学・短期大学・専門学校において、学生生活への支援の観点から、健全な食生活の実践の重要性を呼びかける機会を設けることが期待される。
 - 企業において、メタボリックシンドローム対策やメンタルヘルス対策と同様、朝食摂取を含めた健全な食生活を支援する取組が期待される。
- ③学校給食における地場産物を使用する割合
 - 学校給食における地場産物を使用する割合は23.4%（目標値30%以上）
 - （課題）
 - 学校給食における地場産物活用による効果とともに、安定的な供給や経済的負担への配慮も大切である。
 - 大都市圏と地方を同一に論じるのではなく、地域性への配慮が大切である。
- ④「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合
 - 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合は50.2%（目標値60%以上）
 - （課題）
 - 認知度だけではなく、活用度を高めていくためには、その活用方法の更なる検討が必要である。
 - 理解度を高めることも重要であり、ガイドがもっと分かりやすく、利用しやすくなるようにして、例えば、学校教育で活用できるようにすることも大切である。
- ⑤教育ファームの取組がなされている市町村の割合
 - 教育ファームの取組が計画的になされている市町村の割合は19.4%（目標値60%以上。ただし、教育ファームの取組を行っている主体がある市町村の割合は74.0%）。
 - （課題）
 - 教育ファームは、農や食についての理解を深めるよい機会であり、ネットワークを拡大していくことが大切である。
- ⑥食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合
 - 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合は55.6%（目標値60%）
 - （課題）
 - 食品の安心・安全を揺るがす様々な事件が引き続いたことを契機に、食品の安全性に関する基礎的な知識の普及を強化することが必要である。
- ⑦推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合
 - 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合は、都道府県100%（目標値100%）、市町村37.3%（目標値50%以上）
 - （課題）
 - 市町村における推進計画の作成に当たっては、「地域力」を向上させるために、ワークショップの開設などによる住民参加型のボトムアップの姿勢が大切である。

【備考】

以上は、平成22年版食育白書に掲載し、平成内閣府ホームページ上で公表
http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2010/pdf_file/1sho1.pdf
 また、食育推進評価専門委員会「審議経過報告書」についても、ホームページ上で公表
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/evaluation/h21keika/index.html>

(5) 食育に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（食育推進担当）〕

ア 施策の概要

食育基本計画に基づき、内閣府では毎年6月を「食育月間」と定め、中核的行事として「食育推進全国大会」を開催するとともに、ホームページ等による広報・啓発活動に努めている。また、各都道府県市町村における食育基本法に基づく食育基本計画の作成・実施を推進する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	101	91	98

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		B			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
食育に関心を持っている国民の割合	目標値	—	—	90% (平成 22 年度目標値)	達成に向けた進展にやや遅れが見られた (B)
	実績値	75%	72%	72%	

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

食育基本計画に基づき、内閣府では毎年6月を「食育月間」と定め、全国的に行政、関係団体等が連携して食育に関して国民の理解促進を図っており、中核的行事として「食育推進全国大会」を開催するとともに、ホームページ等による広報・啓発活動に努めている。

しかしながら、実績値が平成 21 年度では72%と目標値とは乖離があり、かつ、20 年度あるいは 19 年度の実績値と比較しても、増加が見られない。これは、国民にとって身近な市町村・地域における全国的な展開には至っていないこと、(市町村の食育推進計画の作成・実施率が 37.3%である等)、また、20 代や 30 代の特に男性の朝食の欠食率が依然として高い(それぞれ、30.0%、27.7%)など若い世代の健全な食生活の実践が十分でないこと等があり、それが目標値との乖離につながっているものと考えられる。

<効率性>

各種事業の実施に当たり、一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図った。

また、平成 22 年度の予算については、食育基本法及び食育推進基本計画に基づき、関係省庁、関係団体等多様な関係者の連携・協力の強化、施策の総合的かつ計画的な推進等の観点並びに 21 年度の執行状況をかんがみ、事業の整理・合理化を図り、前年度比約 45% 減の 54 百万円とした。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針
国民にとって身近な市町村・地域での関係者の密接な連携をもった活動を	予算要求 予算の縮小を検討 <平成 23 年度概算要求 50 百万円> (平成 22 年度予算 54 百万円)

強化していくため、食育推進計画の作成促進とともに、地域における食育推進の自発的取組を促進していく必要がある。	事務の改善等	必要に応じて、適宜・適切な改善を行う。 地域における食育推進の自発的取組を促進していくため、ボランティア（約34.5万人）について、表彰等支援の充実を検討。
--	--------	---

オ 有識者の意見等

平成21年3月現在、食育推進基本計画で掲げる食育の推進に当たっての目標値に関して、食育推進評価専門委員会「審議経過報告書」で示された課題は次のとおり。

食育推進運動の展開

（若い世代を対象とした普及啓発）

- 国、地方公共団体、食育関係団体による普及啓発活動により、「食育」への認知は相対的に高いものの、近年では伸び悩みの傾向にある。とりわけ若い世代の食生活には改善すべき点が多い。

そこで、今後の計画期末までの普及啓発活動は特に若い世代に重点を置いて進めていく。

【備考】 以上は、ホームページ上でも公表

(<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/evaluation/h21keika/pdf/s2.pdf>)

（6）少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）〕

ア 施策の概要

我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。

このために少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）に基づき策定された「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）及びその具体的実施計画である「子ども・子育て応援プラン」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。

予算額

主な施策	平成19年度	平成20年度	平成21年度
少子化社会対策の総合的推進（少子化社会対策大綱）	—	—	—

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価	A					
	19年度	20年度	21年度	達成度		
<table border="1"> <tr> <td>少子化社会対策大綱で盛り込まれた施策のフォローアップ</td> <td>目標値</td> </tr> </table>	少子化社会対策大綱で盛り込まれた施策のフォローアップ	目標値	—	—	施策の進捗状況の確認（少子化社会対策会議によるフォ	
少子化社会対策大綱で盛り込まれた施策のフォローアップ	目標値					

				ローアップ、少子化社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	
	実績値	—	—	施策の進捗状況を確認(結果についてはウで後述)	達成できた(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

平成21年度に実施した施策等を記載した子ども・子育て白書(平成22年5月閣議決定)のとりまとめに加え、子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム第1回会合(平成21年10月)において、子ども・子育て応援プランで数値目標を掲げている施策の達成状況のとりまとめを行った。また、平成22年度に行う少子化社会対策大綱のフォローアップ及び大綱の改定に向けた調査として、20～39歳の子育て世代や実際に子育てを行っている親(0～12歳の子どもを持つ親)のサンプル12,000人を対象として、アンケート調査による「利用者意向調査」(平成21年3月)等を行い、大綱に基づく施策の進捗状況につき確認を行った。

子ども・子育て応援プランに盛り込まれた施策については、女性の育児休暇取得率などは既に目標を達成しており、大企業における行動計画の策定・実施の支援、保育所の受入れ児童数の拡大などは目標達成に向け着実に進捗している。一方、男性の育児休暇取得率、休日保育の推進などは目標との乖離が大きく更なる取組が必要である。

利用者の実際の意識や感覚を把握するために行なった利用者意向調査(平成21年3月)においては、大綱に示された目指すべき社会の姿の達成度や国の取組に関する評価については全般的に厳しい評価となっており、特に「若者が意欲を持って就業し、経済的にも自立できるような社会」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」に関する項目の評価が低かった。

なお、上記調査結果等を踏まえ、平成22年1月に少子化社会対策基本法第7条に基づく「大綱」として「子ども・子育てビジョン」を策定したところ。同ビジョンは平成26年までの今後5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後はこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。

<効率性>

子ども・子育て白書のとりまとめにおいては、記述内容の見直し等を行い、約50ページの削減を行った。また、調査研究等の業務については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、関係省庁との連携を図りながら実施した。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・今後も子ども・子育てビジョンの実施状況のフォローアップ等を通じて、少子化対策に資する施策の推進を図る	予算要求	—
	事務の改善等	・「子ども・子育て白書」の編集作業

ていく。	等を通じて、各府省に対しビジョンに盛り込まれた施策のフォローアップ及び進捗状況の確認を行う。
------	--

オ 有識者の意見等

「少子化社会対策大綱」の見直し作業に伴い、「子ども・子育てビジョン（仮称）検討ワーキングチーム」（平成 21 年 10 月から平成 22 年 1 月まで全 8 回）を開催した。同会議の中では有識者等から下記のような指摘がなされた。

- ・家族形成できないような経済力の低い若者が多いことから、若者の雇用の確保のために環境分野、農業、介護へと雇用の場を誘導すべきとの意見が出された。また、非正規雇用の若者が多いために、経済的支援は必要との意見が出された。
- ・育児休業の取得に関しては、制度の恩恵に与っている人は一部にとどまっていること、継続就業こそが子育て支援で重要との意見が出された。
- ・保育サービスに関しては、無認可保育所が保育ニーズを受け止めてきた側面があり、無認可保育所のアイディアをプラスに評価して活用すべきとの意見があった。また、幼保一元化の流れを進めていくべきとの意見があった。
- ・地方分権にかんがみ、保育所設置基準についての意見が交わされたが、地方のみに権限を与えることは避けるべきとの意見が出された。一方で、待機児童問題の解消は待ったなしであり、小規模施設や保育ママの活用を図るべきとの意見が出された。また小学校の空き教室の活用による保育スペースの確保が重要であるとの意見が出された。

（7）少子化社会対策に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）〕

ア 施策の概要

国が行う少子化関連施策をより効果を発揮するためには、少子化対策についての国民の理解を深めていくことが必要不可欠である。

このため、ホームページによる関係情報の提供や仕事と育児の両立支援等の働き方の見直し等を進める「官民連携子育て支援フォーラム」、身近な地域社会等で助け合える社会の実現に向けた機運の醸成を図る「家族・地域のきずなフォーラム」等を開催し、施策の普及・啓発の推進に努める。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	178	164	139

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
少子化対策 HP へのアクセス件数	目標値	-	前年度比増	前年度比増	
	実績値	140,000 件	138,745 件	186,144 件	達成できた (A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

少子化社会対策 HP へのアクセス件数については、前年度に比べ約 50,000 件増加したことから少子化対策に対する普及・啓発が図られ、目標以上の成果を達成できた。

また、シンポジウム等においては、参加者に対し行ったアンケートの結果、肯定的な評価の割合が各事業とも高く、少子化対策の普及啓発に効果があったが、利用者意向調査において「家族の日・家族の週間」に対する認知度が 4.5%、2.6%であることから、認知度を上げていくことが課題である。

<効率性>

「シンポジウム等については、21年度に簡素化等内容の見直し（「官民連携子育て支援フォーラム」年6回→3回に、「家族・地域のきずなフォーラム」年4回→3回に減。）を行うとともに、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図った。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
少子化対策についての国民の理解を深めていくため ・少子化対策ホームページの一層の充実を図る。 ・普及啓発事業（シンポジウム等）の効率化を図る。	予算要求	・予算の縮小を検討 <平成 23 年度概算要求 10 百万円> （平成 22 年度予算 39 百万円）
	事務の改善等	・少子化対策ホームページについては、タイムリーな資料の掲載を行う。 ・普及啓発事業については「官民連携子育て支援フォーラム」を事業廃止し、地域での子育て支援を行う人材育成のためのセミナーを新設すること、「家族・地域のきずなフォーラム」は実施回数の減（3回から1回）を 22 年度の施策実施に反映する。（平成 21 年度予算 139 百万円→平成 22 年度予算 39 百万円） ・さらにホームページ、普及啓発事業の内容について、必要に応じて、適時・適切な改善を行う。

（8）仕事と生活の調和に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（仕事と生活の調和推進室）〕

ア 施策の概要

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成 19 年 12 月 18 日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定）に基づき、仕事と生活の調和の実態や現場の課題やニーズを的確に把握し、点検・評価を行った結果を「仕事と生活の調和レポート」として取りまとめ、連合、経団連、商工会議所、全国知事会や日本社会保険労務士会や中小企業診断士協会などの団体を通じて情報提供する。

このことにより、各主体における取組を、より実態に即したものとし、効果的な施策の展開を図るとともに、これらの団体を通じた周知により、それぞれの団体の下部組織・登録者等における、仕事と生活の調和に向けた取組の実践を促すことにより、仕事と生活の調和の実現に向けた国民的な機運の醸成を図る。

（仕事と生活の調和レポートは、P・D・C・Aの構成を取っており、仕事と生活の調和に関する政労使それぞれの取組や施策、仕事と生活の調和の現状を点検・評価し、今後に向けた課題と取り組むべき事項を整理している。）

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	-	-	6

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
仕事と生活の調和についての認知度(言葉も内容も知っている人の割合)	目標値	-	-	15%以上	
	実績値			18.9%	達成できた (A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

認知度について、11.3%（平成 20 年 8 月）から、7.0 ポイント増の 18.9%（平成 21 年 12 月）となり、向上が見られるものの、企業規模別でみると、規模が小さいほど認知度は低くなる傾向がみられ、大企業のみならず中小企業にまで仕事と生活の調和を浸透させていくことが課題である。

本施策では、「仕事と生活の調和レポート」を労使団体のみならず、社会保険労務士会や中小企業診断士協会にも情報を提供し、社会保険労務士や中小企業診断士の方が実際に各企業に入って仕事と生活の調和に向けた取組を提案する際の、施策や事例紹介等のための資料として活用いただいている。したがって、本施策は中小企業をも含めた個別の企業における経営者と働く方たちの自主的な取組を促進するのに有効である。

<効率性>

「仕事と生活の調和レポート」について、全国社会保険労務士連合会や各都道府県レベルの社労士会、中小企業診断士協会及びその都道府県支部など、配布を、大きな波及効果が期待できる対象としている。

また、労使団体等からも、会員企業・団体等に対して、更なる取組の推進を呼びかけるに当たって、現状・課題認識を醸成するのに、役立つ資料であるとの評価をされている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> ・目標は達成したが、依然として規模が小さいほど認知度は低くなる傾向がみられ、一層の普及・啓発が求められている。 ・「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実現に向けた進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る手段として、数値目標及び実現度指標を活用する。 	予算要求	現行予算を継続。 <平成 23 年度概算要求 3 百万円> (平成 22 年度度予算 3 百万円)
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先の企業規模が小さいほど認知度が低いことを踏まえ、大企業のみならず中小企業にまで浸透を図る。 ・仕事と生活の調和連携推進・評価部会／関係省庁連携推進会議において、数値目標等による現状把握、憲章・行動指針に基づく点検・評価を行い、その結果を施策に反映させていく。 ・HP の利便性向上やメールマガジン等の活用により、紙媒体による周知は波及

	効果の高い箇所に厳選する。
--	---------------

オ 有識者の意見等

仕事と生活の調和連携推進・評価部会（平成 22 年 6 月 16 日）

（慶應義塾大学教授 樋口美雄氏、日本経済団体連合会常務理事 川本裕康氏、日本労働組合総連合会事務局長 南雲弘之氏 ほか）

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に関する認知度（「言葉も内容も知っている人」の割合）は、平成 21 年 3 月時点で 13%、平成 22 年 3 月時点で 18.9%となっており、目標の 15%を上回った。しかしながら、仕事と生活の在り方についての希望と現実との間の乖離が多く見られていること、企業規模により認知度や取組状況に差がみられること等を踏まえ、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めていく上で、社会的気運の醸成を図り、ひいては、個別企業における自主的な取組を支援していくことが必要。

（9）高齢社会対策の総合的推進〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（高齢社会対策担当）〕

ア 施策の概要

高齢社会対策基本法（平成 7 年法律第 129 号）に基づき策定された「高齢社会対策大綱」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）では、国が推進すべき施策分野として「就業・所得」、「健康・福祉」、「学習・社会参加」、「生活環境」及び「調査研究等の推進」の 5 分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」の発行および意識調査等を実施する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)	—	—	—

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
評価指標	目標値	19 年度	20 年度	21 年度	達成度
高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策のフォローアップ		施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りま	施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りま	施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りま	

		とめによる 施策の進捗 状況の確 認)	とめによる 施策の進捗 状況の確 認)	とめによる 施策の進捗 状況の確 認)	
	実績値	施策の進捗 状況を確認 (結果につ いてはウで 後述)	施策の進捗 状況を確認 (結果につ いてはウで 後述)	施策の進捗 状況を確認 (結果につ いてはウで 後述)	達成できた (A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

第18回高齢社会対策会議（平成21年5月27日）による関係各府省の高齢社会対策のフォローアップや高齢社会白書の取りまとめに加え、意識調査（平成21年10月～11月）を実施し、計画に盛り込まれた施策の進捗状況につき確認を行った。

この結果を、高齢社会白書（報告書）として発行するとともに、データをHPで公表し、政府全体における高齢社会対策の取組を、対外的に広く周知した。

また、白書発行に併せ各種報道機関及び高齢社会対策HPに公表することにより、新聞等に取り上げられることとなり、国民へより一層の理解を促すことにつながっている。

<効率性>

調査研究等の業務については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図る。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・高齢社会白書及び各種調査を通して、高齢者の生活実態と課題をより広く国民に周知する必要がある。	予算要求	—
	事務の改善等	高齢者に対する各種調査を継続的に実施し、関係省庁と連携をとりつつ高齢社会に関する情報を収集する。この情報を国民にわかりやすくまとめ、高齢社会白書に掲載する。

オ 有識者の意見等

平成22年6月29日に、明治学院大学教授 河合 克義 氏より、以下の意見を伺った。

- ・高齢者の増加は深刻な問題であることは事実であるが、それを単体で扱うのではなく、子どもの出生率を高める政策と一緒に論ずる視点があって良いのではないか。例えば、フランスの子どもの出生率が高くなった政策的背景調査とフランスの高齢者政策調査を同時に行ってみると、このことが見えてくるように思われる。
- ・高齢者の社会的孤立問題についての調査を実施し、問題点を整理されたことは高く評価したい。解決の方向として地域のつながり、支え合いについてはこれまでも言われていることであるが、把握されたニーズによっては住民レベルのみでの対応が難しく、行政や専門家が対応する必要があることを指摘していることは、今後の高齢社会対策を考えるうえで重要な視点である。
- ・我が国の高齢者の社会的孤立問題は、先進諸国の中でも非常に深刻な状況にある。社会的孤立問題とりわけ孤独死が増加傾向にあり、そうした問題の社会的背景・構造をさらに調査されることを期待したい。

(10) 高齢社会対策に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（高齢社会

対策担当]

ア 施策の概要

高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業を実施する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
高齢社会対策に関する普及・啓発	23	20	22

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		B			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
高齢社会対策HPへのアクセス件数	目標値	前年度比増	前年度比増	前年度比増	
	実績値	224,383 件	182,091 件	165,457 件	一定の成果を挙げたが、達成できなかった (B)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

高齢社会対策HPのアクセス数をみると、平成20年度に比べ減少したものの、引き続き16万件を超えるアクセス数(165,457件)があり、高齢社会対策に対する普及・啓発につながっている。

また、各種事業(高齢社会フォーラム)におけるアンケートの結果、フォーラムにおいては、参加者の8割以上が社会活動の学習・情報の収集・問題、課題の解決を目的に参加しており、プログラム内容については参加者の9割が「良かった」との肯定的な評価をしている。

<効率性>

高齢社会対策HPのアクセス数は依然として高い水準にあるものの、減少傾向にあるため、今後、HPの内容を精査した上で、HPの存在を広くPRしていく必要がある。

なお、事業の実施に当たっては、HP以外にも、各自治体の高齢社会対策担当部局に対して、Eメール等で情報発信を行っている。また、集客力・発信力のある団体と協力して事業を実施することにより、効率的な普及・啓発が可能となっている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
<ul style="list-style-type: none"> 高齢社会対策HPの一層の充実を図るとともに、認知度を向上させる。 高齢社会対策に対する普及・啓発に積極的に取り組む。 	予算要求	現行予算を継続 <平成23年度概算要求 18百万円> (平成22年度予算 22百万円)
	事務の改善等	<ul style="list-style-type: none"> HPをより見やすいものにするよう改善するとともに、他機関のHP上でのリンク掲載を依頼する。 前述のとおり、各種事業(高齢社

	<p>会フォーラム)については、参加者から一定の評価をいただいているところであるが、既に高齢期を迎え、又はこれから迎えようとする団塊の世代に対し、有益になるような事業となるよう、プログラムの内容等の検討を進めていく。</p>
--	--

オ 有識者の意見等

平成 22 年 6 月 29 日に桜美林大学名誉教授 瀬沼 克彰 氏より、以下の意見を伺った。

- ・ 「社会参加活動の事例紹介事業」は、年々、都道府県・市町村への認知度が高くなり、優れた実践事例が推薦されてきている。選考された事例は、自治体が住民にPRして高齢者の意識を高めている。一方、地方の新聞やテレビでとりあげられることが多く、高齢者の生きがい創造に役立っている。また、この事業で選考された事例は、冊子に掲載されることによって、全国の図書館、自治体の担当課などに常備されて、高齢者に読まれている。
- ・ 「高齢社会フォーラム」には、全国各地のNPOで活動している者や地方自治体の高齢社会対策担当者等が参加している。ここで情報交換や多様な課題について議論することにより、社会活動を推進するリーダーが育成されるとともに、関係者間のネットワーキングが図られる。開催地の特徴を活かした地域ならではの施策や事業が分科会で討議されて、参加者にとって参考になる点が多い。また、終了後、フォーラムの結果を収録した報告書が作成されて事業推進に役立っている。

(11) バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総合調整第2担当）〕

ア 施策の概要

社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」（平成 20 年 3 月 28 日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	13	14	8

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
バリアフリーの認知度	目標値	—	—	100% (平成 24 年度までの達成目標値)	

	実績値	—	—	91.4%	達成に向けて進展があった(A)
--	-----	---	---	-------	-----------------

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例について、ホームページ上での公表及び事例集の作成・配布を行い、この分野に関する優れた受賞事例を広く周知することにより、各地域でバリアフリー・ユニバーサルデザインに取り組んでいる関係者の意欲の向上を図り、社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインの取組を一層推進した。

国民の意識調査（平成21年度10月「インターネットによる共生社会に関する意識調査報告書」）においては、91.4%の者が、バリアフリーについて認知している旨回答している。しかしながら、「外出の際、困っている障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人等を見かけた際に手助けをしますか。」という問いに対して否定的な回答をした者が12.7%、また、「自分が障害者に対する差別意識・偏見を持っていると思いますか。」という問いに対して肯定的な回答をした者が21.9%おり、「心のバリアフリー」の一層の推進の必要性がある。

<効率性>

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰受賞事例集については、発行部数も限られていることから、より効率的に広く普及を図るため、内容や配布先の見直しに努めるとともに、関係機関等に対してホームページにアクセスするよう周知したところ、そのアクセス件数は20年度の42,550件から47,660件と約1割増加した。

なお、ユニバーサルデザインの認識度は56.8%であり、評価指標にはないものの、バリアフリーとともに更なる理解促進を図る必要がある。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
引き続き、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施するとともに、「心のバリアフリー」及びユニバーサルデザインの普及を図る必要がある。	予算要求	予算の縮小を検討 <平成23年度概算要求 7百万円> (平成22年度予算 11百万円)
	事務の改善等	必要に応じて、適宜・適切な改善を行う。 「心のバリアフリー」に関するガイドを作成する等、引き続きバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する国民の理解の促進に努める。

オ 有識者の意見等

バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会の委員（バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する有識者で構成）からの意見等は次のとおり。（平成21年度第1回バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会（平成21年6月9日）

- ・ 受賞者（団体）が表彰されたことによって活動がしやすくなった等効果を調査すべき。
- ・ 子育てバリアフリーの分野について表彰の対象に加えたが、子育て支援のみで見たときと、バリアフリーあるいはユニバーサルデザインという広い枠の中で見たときには若干見る視点が変わってくるということを感じており、整理する必要がある。
- ・ 他省庁の関連する表彰について、今後の方向性を探るために整理しておくことが必要。

(12) 障害者施策の総合的推進（障害者基本計画）〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）〕

ア 施策の概要

障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき策定された「障害者基本計画」（平成 14 年 12 月 24 日閣議決定）では、国が取り組むべき施策分野として「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の 8 分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関をはじめとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	—	—	—

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	目標値		施策の進捗状況の確認（障害者施策推進本部によるフォローアップ、障害者白書とりまとめによる施策の推進状況の確認）	施策の進捗状況の確認（障がい者制度改革推進本部によるフォローアップ、障害者白書とりまとめによる施策の推進状況の確認）	
	実績値		施策の進捗状況を確認（結果についてはウで後述）	施策の進捗状況を確認（結果についてはウで後述）	達成できた。(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

・障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ作業を前の年度後半から各省庁と連携して行い、平成 20 年 5 月及び 21 年 5 月に取りまとめ、公表した。

障害者基本法及びこれに基づく障害者基本計画及び「重点施策 5 か年計画」（平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定）等に基づき、「共生社会」の実現に向けた施策の着実な推進が図られた。

また、障害者施策における課題と対応については、障害者施策の在り方に関し、意見聴取の過程で指摘された課題（198 項目）について、今後とも、新たな「重点施策実施 5 か年計画」（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）等に基づき、着実に対応することとした。

さらに、障害者白書を取りまとめるとともに、障害当事者を対象とした意識調査を実施した。

一方、平成 21 年 12 月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」のもとで障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度改革に向けた検討が行われているが、その実務的運営を支援している。

<効率性>

行事・会議の運営に関する主な専門技術的な業務、調査の物理的なデータ等収集、報告書等の印刷及び梱包・発送については、一般競争入札を行い業務の効率的な実施に努めた。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
障害者基本計画の普及を始め、障害者施策の推進のために必要な地方との連携強化を図る。	予算要求	—
	事務の改善等	平成 21 年度における差別に該当するおそれのある事例の収集・取りまとめを踏まえ、啓発資料の作成、配付を行うことにより、国民の理解と協力を促進する。 障害者施策 HP がより見やすいものとなるよう工夫していく。
障がい者制度改革推進会議の開催内容を充実させる。	予算要求	新規要求を検討 <平成 23 年度概算要求 67 百万円>
	事務の改善等	開催回数に見合った予算の確保を図る。

オ 有識者の意見等

内閣府主催の平成 21 年度障害者週間シンポジウム in 北海道のパネルディスカッション（平成 21 年 12 月 6 日）において、光増昌久氏（知的障害者更生施設松泉学園施設長）より、下記のようなご意見（抜粋）を伺った。

- ・ 振り返れば、我が国が社会保障審議会の障害者部会とかいろいろな委員に、なかなか知的障害の当事者の方が参画できなかった歴史があります。今、内閣府で統括している心身障害者、日本の施策推進協議会（注：中央障害者施策推進協議会のこと。）には、ようやく数年前から東京の知的障害の当事者活動をしている方が入って、基本法とかいろいろなことを易しく書こうではないかと提起して、かなり変わって来ています。

第一回障がい者制度改革推進会議（平成 22 年 1 月 12 日）において、北野誠一氏（おおさか地域生活支援ネット

ワーク理事長）より、下記のようなご意見（抜粋）を伺った。

- ・ 関係省庁の皆様方に是非ともお願いいたします。本当に重たい障害を持っている方も含めて、すべての障害を持っている方と障害を持たない方が、ともに生きていく共生社会を実現するために本当に必要なデータとか、あるいは省庁の利害を超えたアイデアというものを存分に出していただいて、一緒によりよい社会のための新しい仕組みづくりをどうぞ一緒にやっていく気概と覚悟をよろしくお願いしたいと思います。

（13）障害者施策に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）〕

ア 施策の概要

障害者基本計画の後期重点施策 5 年計画においては、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて障害

者への配慮等について国民の強力を得るため、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者（20代）の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することとしており、障害者基本法を踏まえ策定された「障害者週間の実施について」（平成16年12月1日障害者施策推進本部決定）に基づき、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加の意識の高揚を図るため、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間を含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施する。

障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現は、重要な課題となっている。

予算額	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	64	65	68

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
共生社会 の周知度	目標値	・世代全体50%以上 ・若者(20代)50%以上 (平成24年)	—	・世代全体50%以上 ・若者(20代)50%以上 (平成24年)	
	実績値	【参考:19年2月】 ・世代全体 知っている40.2% (言葉だけ知っている21.2%) ・20代 知っている26.7% (言葉だけ知っている26.7%) (内閣府政府広報室世論調査)	— —	・世代全体 知っている22.2% (言葉だけ知っている41.7%) ・20代 知っている19.3% (言葉だけ知っている40.0%) (インターネット登録者への調査) (※)	達成できた(A)

(※) 調査方法やサンプル数に違いがあり、19年2月の結果とは単純比較できない。

ウ 政策評価の結果

<有効性>

「共生社会」の周知度については、21年度に実施したインターネット調査で「知っている」と「言葉だけ知っている」を合わせた数値が、全世代及び20歳代ともに約60%以上の周知度を得ており、今後24年度に向けて周知を図っていく上での土台となる数値と考

えている。今後の取組みにより、「知っている」の回答がさらに向上することを目指したい。

また、具体的施策として障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現は、重要な課題となっている。

障害者基本計画の後期重点施策5か年計画においては、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて、障害者への配慮等について国民の協力を得るため、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者（20代）の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強力に推進することとしている。

障害者週間関連事業（集い・シンポジウム・セミナー等）については、来場者にアンケートを実施し、来場者の感想を問う質問に対しては、「大変良かった」「良かった」と肯定的な回答をした者が90%であった。また障害者施策総合推進地方会議等各種行事においても来場者にアンケートを実施し、会議の構成について問う質問に対しては、「大変参考になった」「参考になった」と肯定的な回答をした者が88%であり、目標以上の成果を達成することができた。

障害者施策HPへのアクセス件数については、前年度（約10万件）、前々年度（約11万7千件）を上回るアクセス件数（約12万9千件）があったことから、障害者施策の普及・啓発が図られており、達成に向けて進展があった。

なお、アクセス件数が増えた要因の一つとして、障がい者制度改革推進会議が平成22年1月から開催され、会議の状況が手話や要約筆記付でオンデマンドで配信され、配付資料が掲載されていることが影響したと思われる。

<効率性>

事業の実施に当たっては、公益法人等民間団体や都道府県・政令指定都市等と連携を図るほか、専門性を要する事業等については、外部に委嘱するなど効率的な事業の実施に努めている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
障害者週間関連事業（集い・シンポジウム・セミナー等）の充実を図る等、障害者施策のより一層の普及・啓発を図る。	予算要求	現行予算を継続 <平成23年度概算要求 16百万円> (平成22年度予算 16百万円)
	事務の改善等	障がい者制度改革推進会議の進捗を踏まえ、最新の情報に基づき、国民の理解を促進のための活動を行う。

オ 有識者の意見等

平成21年度障害者週間の集い（平成21年12月3日）において障害者週間のポスター・心の輪を広げる体験作文審査委員長の黒井千次氏（日本文藝家協会常務理事）から審査講評の中で次のような印象を伺った。

・そういうことで、いずれにしましても、ポスターのほうは両方ともアスリートが出てくる作品ですし、作文のほうは、小学生部門、中学生部門、高校生・一般部門、どの方々も、障害がある方もない方も、それぞれの場所でお互いに相手を見つめ、自分を見つめ、そのところからつながりといひましようか、通い合うものを発見していこうという、しかも、それを積極的に推し進めていこうという姿勢が、今年は例年に増して強く感じられました。それは、恐らくこういう障害者週間などで試みられているというのか、目指されている動きというのが、少しずつではあっても人々の中に広がり続けているあかしではないかとい

うようなことを最後に印象として持った次第です。

(14) 交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)〔政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)〕

ア 施策の概要

交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第8次交通安全基本計画」(平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定)では、平成18年度から平成22年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施する。

予算額	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	—	—	—

(単位:百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	目標値		施策の進捗状況の確認(交通安全白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(交通安全白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	
	実績値		施策の進捗状況を確認(結果についてはウで後述)	施策の進捗状況を確認(結果についてはウで後述)	達成できた(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

第8次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、平成20年には、基本計画の数値目標(死者5,500人以下、死傷者100万人以下)を2年前倒しで達成し、平成21年は更に死者数、死傷者数を減少させることができた。これは、シートベルトの着用率の向上、飲酒運転の根絶等を始めとする取り組みの成果であると考えられる。これらを含め、交通安全白書において交通事故の状況及び交通安全施策の現況・計画について取りまとめ、進捗状況の確認に取り組んだ。

また、平成22年度末に予定している第9次交通安全基本計画の策定に向け、交通安全対策の総合的な効果分析手法に関する調査研究を実施し、適正かつ精度の高い数値目標を示すとともに、道路交通安全の基本的な施策について検討するなど、政策的決断の基礎的資料を作成したほか、飲酒運転根絶に向けた社会的気運の高まりを受け、常習飲酒運転者の飲酒運転抑止方策に係る調査研究を実施するなど、交通安全対策を総合的に推進した。

<効率性>

調査研究等の業務については、引き続き一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図るとともに、関係省庁と連携を図りながら実施した。

また、第9次交通安全基本計画の作成に当たり、地方公共団体や関係団体から、意見募集を行うなど、関係機関との連携を図った。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
調査研究等を実施し、平成 23 年度からの第 9 次交通安全基本計画の施策等を効果的・効率的に推進する。	予算要求	—
	事務の改善等	交通安全基本計画等に基づく各事業について、調査研究等を活用し有効性や効率性を高め取り組んでいくこととする。

オ 有識者の意見等

平成 22 年 2 月 19 日に開催した第 1 回中央交通安全対策会議専門委員会において、杉山雅洋委員（早稲田大学教授）から下記のような御意見を伺った。

- 交通安全基本計画そのものが、効果があつて、また第 9 次計画を樹立することが好ましいということを訴える必要がある。

また、交通安全基本計画は、政府が樹立する計画の中で、とりわけ一般の人たちとの結びつきが非常に強く一般の人たちの協力がないと、なかなか目標が達成できない。一般の国民の方々に理解してもらうためには、どういうプレゼンテーションが必要なのかということが非常に重要である。

（15）交通安全対策に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（交通安全対策担当）〕

ア 施策の概要

第 8 次交通安全基本計画及び内閣府交通安全業務計画に基づき、交通安全思想の普及・啓発を図り、交通ルールへの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	374	296	289

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		B			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
交通安全対策 HP へのアクセス件数	目標値	—	前年度比増	前年度比増	
	実績値	175,877 件	185,924 件	150,091 件	一定の成果を挙げたが、達成できなかった (B)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

交通安全対策に関する普及・啓発の各事業は、多様な主体が連携しつつ効果的・効率的

に対策を講じることができるようにしており、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策と相俟って、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられる。

交通安全対策HPへのアクセス件数は前年度を下回ったものの、春・秋の全国交通安全運動期間中における交通安全教室の参加者数、ボランティア活動者数については、依然として多くの方が参加しており、交通安全やボランティア活動への意識の醸成が進んでおり、交通安全対策に関する普及・啓発の各事業の有効性は高いものと考えられる。

<効率性>

各事業の実施に当たり、一般競争入札を行って、引き続き外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。

また、国の行政機関や都道府県・政令指定都市等と連携を図り、効率的な事業の実施に努めている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
「交通事故のない社会」を実現するためには、「人優先」の交通安全思想を基本に運転者や歩行者等の交通安全意識の向上を図り、国民一人一人が交通安全に関する意識を改革することが重要としていることから、交通安全対策に関する普及・啓発をより一層推進する。	予算要求	現行予算の縮小を検討 ＜平成23年度概算要求 132百万円＞ （平成22年度予算 181百万円）
	事務の改善等	交通安全基本計画等に基づく各事業について、有効性や効率性を高めることができるよう、事業の見直しや事業内容の見直し等の改善を図りつつ取り組んでいくこととする。
全国交通安全運動期間中の交通安全教室参加者数、運動に携わったボランティア活動者数の増加等に資するため、交通ボランティア等の資質の向上を図る。	予算要求	現行予算の減額を検討 ＜平成23年度概算要求 22百万円＞ （平成22年度予算 40百万円）
	事務の改善等	ボランティア支援事業等を通して、知識の付与、意識の向上を図ることとする。 また、関係機関、地方自治体及び民間団体等に働き掛けを行い、より多くの参加が得られるようにする。
交通安全対策ホームページの一層の充実を図る。	予算要求	—
	事務の改善等	ホームページ等の内容については必要に応じて、適宜・適切な改善を行う。

オ 有識者の意見等

平成22年2月19日に開催した第1回中央交通安全対策会議専門委員会において、渡邊正樹委員（東京学芸大学教授）から下記のような御意見を伺った。

- ・ 歩行者よりも車重視といったところはなかなか変えにくいと思うが、根本を変えていかないと、最終的には交通事故死者数はもっと減っていかないのではないか。そういう安全文化自体を大きく変えていく、高めていくことが必要ではないか。

（16）犯罪被害者等施策の総合的推進（犯罪被害者等基本計画）〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（犯罪被害者等施策担当）〕

ア 施策の概要

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき策定された「犯罪被害者等基

本計画」(平成17年12月27日閣議決定)では、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、4つの基本方針、5つの重点課題の下、258の具体的施策を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

予算額	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	—	—	—

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	目標値	—	施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画推進専門委員会等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画推進専門委員会等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	
	実績値	—	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認(結果についてはウで後述)	達成できた(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

基本計画推進専門委員会等会議(平成22年2月15日開催)におけるフォローアップ及び犯罪被害者白書のとりまとめにより、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況につき確認を行った。犯罪被害給付制度の拡充、刑事裁判における被害者参加制度と被害者参加人のための国選弁護制度の創設、損害賠償命令制度の創設等、基本計画に基づいて課題とされた施策が実現されており、犯罪被害者等施策は、基本計画に基づいて概ね順調に推進されている。

<効率性>

犯罪被害者等基本計画に基づき、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図った。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針
----	---------

今後とも犯罪被害者等基本計画に基づいた施策の実施を引き続き推進していくとともに、現行の基本計画は計画期間が平成 22 年度末までであるため、第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定及び同計画に盛り込まれた施策の推進に努める必要がある。	予算要求	—
	事務の改善等	第二次犯罪被害者等基本計画（仮称）の策定とともに、基本計画に盛り込まれる施策のフォローアップ及び進捗状況の確認を行う。

オ 有識者の意見等

第7回犯罪被害者等基本計画推進専門委員等会議（平成 21 年 12 月 17 日開催）において、元読売新聞東京本社論説副委員長久保潔専門委員から下記の意見があった。

- ・ 「基本計画の推進状況」一覧に書かれた 258 施策の現況を拝読し、すべての施策が一斉に、きめ細かく具体化されていることに対し、関係府省庁、機関の努力に敬意を表したい。

ただ、基本計画策定 4 年を経て、予算額、窓口（組織）整備、利用状況等多くの面で一服感というか、ある種の足踏みが感じられる。

政治、経済の激変と厳しさの中で、やむを得ない面もあるが、現時点でもう一度アクセルを踏み直さなければ、この種の他の施策によく見られるように、今のレベルが定着し、低位安定に陥る危険もある。関係機関にもう一段の努力を求めたい。

（17）犯罪被害者等施策に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（犯罪被害者等施策担当）〕

ア 施策の概要

関係各省庁、地方公共団体及び関係団体との連携による各種啓発事業の実施、「犯罪被害者週間」の実施、ホームページなどによる関係情報の提供などを通じて、犯罪被害者等の置かれている状況について、国民の理解を求め、犯罪被害者等に対する施策の必要性、重要性を認識してもらい、施策の充実化を図る。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	103	159	151

（単位：百万円）

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
犯罪被害者等施策 HP へのアクセス件数 （H20 年度：47,021 件）	目標値	—	前年度比増	前年度比増	
	実績値	44,545 件	47,021 件	68,485 件	達成できた（A）

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

地方公共団体及び関係団体との連携による地域における犯罪被害者等支援の普及促進事業の実施、「犯罪被害者週間」関連事業の実施、啓発用 DVD 教材の作成、ホームページ上での情報提供・収集等、事業の実施及び多様な媒体の活用を通じて、犯罪被害者等の置かれてい

る状況について、国民理解の浸透が推進された。

特に、ホームページについては、使いやすいデザインを目指して平成 21 年 4 月にリニューアルを行っており、昨年度に比べて多くのアクセス数を得た。

＜効率性＞

各種事業の実施及び啓発用教材の作成の委託業者の決定については、一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図った。ホームページのリニューアル及び運営については、一般競争入札を行って、外部に業務委託を行うことで効率的な実施に努めた。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
犯罪被害者等に関する国民理解の浸透が推進されているところであるが、犯罪被害者等を支援する関係機関・団体間の連携実績が少ないため、関係機関・団体において認識の共有が図られておらず、犯罪被害者等のニーズに十分に答え得ていないなどの課題がある。関係機関・団体の役割分担の明確化・支援内容等をまとめたマニュアル作成を求める声があがっているところ。特に、捜査機関、医療機関及び相談機関の連携が必要となる性犯罪被害者への支援については、1か所において捜査・医療・相談等の全ての手続きを終えることができる「ワンストップ支援センター」の設置が強く求められている。	予算要求	現行予算を継続 <平成 23 年度概算要求 105 百万円> (平成 22 年度予算 117 百万円)
	事務の改善等	地域において関係機関・団体が連携し、犯罪被害者等が必要な支援を途切れることなく受けることができるようにするための「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引き」(仮称)を作成し、民間団体、医療機関、地方公共団体等に配布する。

オ 有識者の意見等

第 1 回基本計画策定・推進専門委員等会議(平成 22 年 2 月 23 日開催)において、弁護士山田勝利委員から下記の意見があった。

- この犯罪被害者制度というものが新しくできて 3 年、4 年と経ってきている。それがどういうふうになっていて、皆さん利用できますよと。それは被害に遭った人だけではなくて、一般国民にも知らせることによって、例えば企業にそういったことを周知させることも必要かと思います。(中略) 一般国民にとっては、自分が被害者になるということは、通常考えていませんから、余り関心がない。そういった人たちにも関心を持ってもらうために、もっと広報活動が必要であろうと思います。

(18) 自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)〔政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(自殺対策担当)〕

ア 施策の概要

自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)に基づき策定された「自殺総合対策大綱」(平成 19 年 6 月 8 日閣議決定。平成 20 年 10 月 31 日一部改正)では、国が推進すべき自殺対策の指針として 9 項目 48 の重点分野及び平成 28 年までに達成すべき目標が示されている。また、大綱に基づき、大綱策定後 1 年間のフォローアップ結果及び最近の自殺の動向を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るため、当面、強化し、加速化していくべき施策を「自殺対策加速化プラン」として策定した(平成 20 年 10 月 31 日自殺総合対策会議決定)。さらに、自殺をめぐる厳しい状況を受け、政務三役と有識者からなる自殺対策緊急戦略チームより、平成 21 年末・年度末に向けて「自殺対策 100 日プラン」が提言された(平成 21 年 11 月 27 日)。これを受けて、現下の自殺をめぐる厳しい情勢を踏まえ、様々な悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開ができるよう、政府全体の意識を改革

し、一丸となって自殺対策の緊急的な強化を図るため、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(平成 22 年 2 月 5 日自殺総合対策会議決定)を策定し、機動的に対策を講じた。

予算額	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	—	—	—

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19 年度	20 年度	21 年度	達成度
自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	目標値		施策の進捗状況の確認(自殺対策推進会議におけるフォローアップ、自殺対策白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(自殺対策推進会議におけるフォローアップ、自殺対策白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	
	実績値		施策の進捗状況を確認(結果についてはウで後述)	施策の進捗状況を確認(決壊についてはウで後述)	達成できた(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

自殺対策推進会議におけるフォローアップ、自殺対策白書のとりまとめによる施策の進捗状況の確認を行うことにより、施策の進捗状況を把握した上で、時宜を得た有効な政策を立案することができた。具体的には、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定の際に、必要な施策を盛り込むことができた。

会議の開催実績：平成 20 年度 5 回開催

第 2 回 平成 20 年 4 月 11 日

第 3 回 平成 20 年 5 月 22 日

第 4 回 平成 20 年 6 月 19 日

第 5 回 平成 20 年 9 月 9 日

第 6 回 平成 21 年 2 月 13 日

平成 21 年度 3 回開催

第 7 回 平成 21 年 4 月 24 日

第 8 回 平成 21 年 10 月 9 日

第 9 回 平成 22 年 1 月 28 日

<効率性>

自殺対策白書(平成 20 年 10 月、平成 21 年 11 月閣議決定)のとりまとめにより、各府省における自殺対策の進捗状況を確認するだけでなく、自殺対策推進会議という、様々な

分野で自殺対策に携わる有識者が一堂に会する場でフォローアップを行うことにより、様々な視点から自殺対策を推進するための意見を得て、「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定・推進など、自殺対策の現状を踏まえ、機動的に施策を実施することができた。なお、自殺対策推進会議は、庁舎内の会議室で開催し、効率的に会議を運営した。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・今後も各府省における施策の実施状況のフォローアップ等を通じて、自殺総合対策大綱の推進を図っていく。	予算要求	—
	事務の改善等	自殺対策推進会議の開催に加え、各種調査を継続的に実施し、関係省庁と連携をとりつつ、自殺対策に関する情報を収集する。この情報を国民にわかりやすくまとめ、自作対策白書に掲載する。

オ 有識者の意見等

自殺対策推進会議（第7回：平成21年4月24日、第8回：平成21年10月9日、第9回：平成22年1月28日）において、有識者より御意見を伺った。意見の概要は次のとおり。

- 自殺の実態把握に関する取組について
 - ・自殺者数等の市区町村ごとのデータを公表すべきである。
 - ・各種統計データを利用した自殺統計データの分析が必要である。
- 地域における自殺対策の取組について
 - ・地域自殺対策緊急強化基金を有効に活用するため、先進的な取組事例・事業メニューを提示すべきである。
 - ・地域自殺対策緊急強化基金による事業の事後評価を行う必要がある。
 - ・国においても睡眠キャンペーンを実施してはどうか。
- 自死遺族支援について
 - ・自死遺族に対して、メンタルヘルスだけでなく生活支援も含めた総合的な支援の実施が必要である。
 - ・自死遺族支援団体の活動の状況について情報提供すべきである。
- その他自殺対策について
 - ・学校における自殺対策では、教師向け啓発冊子の活用方を検討すべきである。
 - ・休業者の職場復帰支援について、正しい知識の普及を強化すべきである。
 - ・中小企業の経営者に対するメンタルヘルス対策を推進すべきである。
 - ・精神科医療の充実が極めて重要である。医療体制問題についても検討してほしい。
- 自殺対策100日プランについて
 - ・ワンストップサービスについては、保健所につなげるための効率的なやり方を模索する必要がある。
 - ・アウトリーチも必要である。
 - ・キャンペーンを行う際には、相談窓口を一緒に告知することが必要不可欠である。

(19) 自殺対策に関する普及・啓発〔政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（自殺対策担当）〕

ア 施策の概要

国、地方公共団体、民間団体等と連携した各種啓発事業や、「自殺予防週間」（毎年9月

10日～16日)及び「自殺強化月間」(毎年3月)の実施、パンフレットの配布、HP等を通じて、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及し、自殺予防に向けた機運の醸成を図る。また、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課長等会議の開催や地域における自殺者遺族支援団体の自立化を支援することにより、自殺対策に従事する者の技能の向上や相互の連携を推進する。

予算額	平成19年度	平成20年度	平成21年度
	7	50	59

(単位：百万円)

イ 政策評価の結果

施策単位での評価		A			
評価指標		19年度	20年度	21年度	達成度
自殺対策HPへのアクセス件数	目標値			前年度比増	
	実績値		138,505件	182,072件	達成できた(A)

ウ 目標の達成状況の分析

<有効性>

HPによって、自殺対策について幅広く広報啓発活動を実施することができた。特に、自殺対策強化月間、自殺予防週間におけるアクセス件数が多く、HP以外の普及・啓発活動と連動して、国民に有効な情報提供を行うことができた。

しかしながら、アクセス数の主要因は、本年度から実施した「自殺対策強化月間」の3月に大幅にアクセス数が増えたことによるものであり、年度を通じて高い啓発効果があったとは言い難い面もあった。

<効率性>

HPを周知するためのインターネット広告については、一般競争入札を行い、業務の効率的な実施を図っている。

エ 主な課題と今後の取組方針

課題	今後の取組方針	
・自殺や精神疾患に対する国民の理解の更なる増進を図るとともに、地方公共団体等における自殺対策に従事する者の技能向上や相互の連携を促進することにより、自殺対策の一層の推進を図る。	予算要求	予算の拡充を検討 <平成23年度概算要求234百万円> (平成22年度予算37百万円)
	事務の改善等	・3月の自殺対策強化月間や、9月の自殺予防週間において、関係機関や民間団体とも連携して重点的に啓発活動を実施することにより、国民の理解の更なる促進を図る。 ・地域自殺対策緊急強化基金を活用して、地域の実情に沿った自殺対策施策が効果的に実施されるよう、都道府県、政令指定都市自殺対策主幹課長会議等会議等の場を活用し、事例紹介等の情報提供を行う。

オ 有識者の意見等

特になし

(参考1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成 21 年 4 月 1 日 施行（平成 22 年 4 月 1 日改正）	第 12 条 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号） 第 26 条に規定する子ども・若者育成支援推進本部（第 3 項において「本部」という。）は、 <u>青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定め、及びその実施を推進するものとする。</u> 2～4 （略）
青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画	平成 21 年 6 月 30 日 インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定	4. 基本計画の見直し 基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題に対し迅速に取り組み、 <u>1年間に1度、具体的な施策の取組状況について、フォローアップを実施する。</u> また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年インターネット環境をめぐる諸情勢の変化、基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、 <u>3年後を目途に基本計画を見直すものとする。</u>
第 169 回国会施政方針演説	平成 20 年 1 月 18 日	少子高齢化の進展などにより、制度の持続可能性が問われています。これまで、給付やサービスを受ける方々の立場に立った行政を本当真に行ってきたのか、反省すべき点が多いと思います。今こそ国民のみなさまの立場に立って発想を切り替え、自立と共生の理念に基づき、将来にわたり持続可能で、皆が安心できるよう、社会保障制度を立て直さなければなりません。
第 173 回国会施政方針演説	平成 21 年 10 月 26 日	子育てや教育は、もはや個人の問題ではなく、未来への投資として、社会全体が助け合い負担するという発想が必要です。人間らしい社会とは、本来、子どもやお年寄りなどの弱い立場の方々を社会全体で支え合うものであるはずで、子どもを産み育てることを経済的な理由であきらめることのない国、子育てや介護のために仕事をあきらめなくてもよい国、そして、すべての意志ある人が質の高い教育を受けられる国を目指していこうではありませんか。
第 174 回国会施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	「子ども・子育てビジョン」に基づき、新たな目標のもと、待機児童の解消や幼保一体化による保育サービスの充実、放課後児童対策の拡充など、子どもの成長を担うご家族の負担を、社会全体で分かち合う環境づくりに取り組みます。
第 174 回国会施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	チャレンジドの方々、共同体の一員として生き生きと暮らせるよう、障害者自立支援法の廃止や障害者権利条約の批准などに向けた、改革の基本方針を策定します。
第 173 回国会における鳩山内閣総理大臣所信表明演説	平成 21 年 10 月 26 日	青森県に遊説に参った際、大勢の方々とお手合わせをさせていただいた中で、私の手を離そうとしない、一人のおばあさんがいらっやいました。息子さんが職に就けず、自らのいのちを断つしか途がなかった、その哀しみを、そのおばあさんは私に対して切々と訴えられたのです。毎年三万人以上の方々のいのちが、絶望の中で断たれているのに、私も含め、政治にはその実感が乏しかったのではないかと。おばあさんのその手の感触。その眼の中の悲しみ。私には忘れることができませんし、断じて忘れてはならない。社会の中に自らのささやかな「居場所」すら見つけることができず、いのちを断つ人が後を絶たない、しかも政治も行政もそのことに全く鈍感になっている、そのことの異常を正し、支え合いという日本の伝統を現代にふさわしいかたちで立て直すことが、私の第一の任務です。
第 174 回国会における鳩山内閣総理大臣施政方針演説	平成 22 年 1 月 29 日	また、いのちを守る社会の基盤として、自殺対策を強化するとともに、消防と医療の連携などにより、救急救命体制を充実させます。
第 174 回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説	平成 22 年 6 月 11 日	こうした取組により、雇用に加え、障がい者や高齢者などの福祉、人権擁護、さらに年間三万人を超える自殺対策の分野で、様々な関係機関や社会資源を結びつけ、支え合いのネットワークから誰

		一人として排除されることのない社会、すなわち、「一人ひとりを包摂する社会」の実現を目指します。
--	--	---

(参考2) 文献及びデータ等

- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画
(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)
- ・ 青少年育成施策大綱(平成20年12月12日青少年育成推進本部決定)
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画
(平成21年6月30日インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議決定)
- ・ 食育推進基本計画(平成18年3月31日食育推進会議決定)
- ・ 少子化社会対策大綱(平成16年6月4日閣議決定)
- ・ 子ども・子育て応援プラン(平成16年12月24日少子化社会対策会議決定)
- ・ 子ども・子育てビジョン(平成22年1月29日閣議決定)
- ・ 資料 平成22年版高齢社会白書
- ・ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱(平成20年3月28日バリアフリーに関する関係閣僚会議決定)
- ・ 障害者基本計画(平成14年12月24日閣議決定)
- ・ 重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)
- ・ 障がい者制度改革推進本部の設置について(平成21年12月8日閣議決定)
- ・ 障がい者制度改革推進会議の開催について(平成22年12月15日障がい者制度改革推進本部長決定)
- ・ 障害者施策に関する調査等(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa.html>)
- ・ 障害者基本計画の進捗状況(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#keiakunew>)
- ・ 障害者基本計画に基づく「重点施策5か年計画」の進捗状況
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#gokanen>)
- ・ 平成22年版障害者白書について<http://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/index-w.html>
- ・ 第8次交通安全基本計画(平成18年3月14日中央交通安全対策会議決定)
- ・ 犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)
- ・ 平成22年版 犯罪被害者白書
- ・ 自殺総合対策大綱(平成19年6月8日閣議決定。平成20年10月31日一部改正)
- ・ 自殺対策加速化プラン(平成20年10月31日自殺総合対策会議決定)
- ・ 自殺対策100日プラン(平成21年11月27日自殺対策緊急戦略チーム)
- ・ いのちを守る自殺対策緊急プラン(平成22年2月5日自殺総合対策会議決定)

(参考3) 測定指標の設定の考え方

測定指標		設定の考え方
(1)	青年国際交流の推進 青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立ったと思う者の割合	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した
(2)	インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基本計画のフォローアップの実施により、基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
(3)	青少年育成HPへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
(4)	食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	食育推進評価専門委員会での審議及び食育白書の取りまとめを通じて、食育推進基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
(5)	食育に関心を持っている国民の割合	食育推進基本計画に掲げた当該項目の目標値を設定した。
(6)	少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	少子化社会対策会議によるフォローアップ、少子化社会白書の取りまとめを通じて、少子化社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
(7)	少子化対策HPへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
(8)	仕事と生活の調和についての認知度（言葉も内容も知っている人の割合）	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
(9)	高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめを通じて、高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況の確認することを目標値として設定した。
(10)	高齢社会対策HPへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
(11)	バリアフリーの認知度	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に掲げた当該項目の目標値を設定した。
(12)	障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップによる進捗状況の確認	障害者基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップの実施により、進捗状況を確認することを目標値として設定した。
(13)	共生社会の周知度 ・世代全体 ・若者（20代）	障害者基本計画後期重点施策実施5か年計画に掲げた当該項目の目標値を設定した。
(14)	交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	交通安全白書の作成を通じ、交通安全基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
(15)	交通安全対策HPへのアクセス件数	昨年度の実績値を踏まえて目標値を設定した。
(16)	犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	犯罪被害者白書の作成を通じ、犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。

(17)	犯罪被害者等施策HPへのアクセス数	昨年度の実績値を踏まえて目標を設定した。
(18)	自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	自殺対策推進会議での審議及び自殺対策白書の作成を通じ、自殺総合対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況を確認することを目標値として設定した。
(19)	自殺対策HPへのアクセス件数	昨年度HPアクセス数の実績を踏まえて目標値を設定した。